

木間正道著

## 『現代中国の法と民主主義』

勁草書房 1995年 x + 290ページ

小林 昌之

## I

中国は文革期に蔓延した法ニヒリズムと法制破壊の反省点に立ち、「民主と法制」路線を打ち出した。実質は必ずしも伴わなかったが、社会主義法制をとおして民主的諸権利を保障し発展させる必要性が認識されたことに意義を見いだせる。

1989年に武力で民主化要求運動を鎮圧するという事件が起こった。いわゆる「6・4天安門事件」の勃発である。当初西側諸国は厳しい対中制裁措置をとってこれを非難したが、しばらくすると事件の存在すら忘れ去られたかのように対中投資が過熱し、中国国内もまた経済一色となっていた。事件の後、法学者を含め、中国の一般市民が民主化を論ずることが少なくなったが、これは事件によって民主化が達成されたからではなく、そこに民主主義を押しえつける計り知れない圧力が存在するからに他ならない。21世紀に向けてますます重要性を増していく隣国中国の民主化は、日本にとっても最大関心事のひとつである。本書はこの点につき歴史的に遡って民主主義の実相を解明するとともに、読者に多くの研究材料を提供する労作である。

本書は、著者が1980年以降に発表した論文に書き下ろし論文を加えてまとめられたものであり、現時点における著者の研究の総括となっている。本書は2部構成をとっており、第1部では日本と中国における中国法研究の歴史と現状および転換期の法現象が紹介されている。第2部では憲法学の領域からアプローチし、新中国成立以降の基本的な法制度の形成と展開が論じられている。

『アジア経済』XXXVII-6 (1996.6)

本書の構成は、以下のとおりである。

## 第1部 現代中国法をめぐる歴史と現状

## 第1章 戦後日本における中国法研究

第2章 中国における法学研究の歴史と現状  
— 法学研究の再開によせて第3章 転換期中国の法現象— 主要法部門に  
即して

## 第2部 基本的法制度の形成と展開

## 第1章 社会主義的民主主義と選挙制度の改革

第2章 土地所有の変革と法— 「土地管理法」  
の制定によせて第3章 行政訴訟制度の歴史と現状— 行政訴  
訟法の制定によせて第4章 「行政強制措置」と人身の自由— 「収  
容審査」の存廃問題をめぐって

## 終章 現行82年憲法の問題状況

次にその内容を概観する。

## II

第1部第1章では、戦後の日本のアカデミズムにおける中国法研究について論じられる。著者は、文革による長期の空白期間を経て、現在、中国法研究は「転期」を迎えているとする。いかなる意味において「転期」であるかと言えば、戦後日本の中国法研究の蓄積を批判的に継承、発展させる観点に立ちながらも、以下の点が必要となっていることとする。すなわち「現代中国の法現象に対して、それを相対化し客観的に分析するための」、また「中国の法現象から社会主義法に普遍的なものと特殊なものとを区別してとらえていくための認識方法ないしは基本的視角の妥当性」が、文革の問題を踏まえ、「中国の法に関する歴史と理論を総括する中で検証される必要がある」と指摘する（7ページ）。著者は中国法研究において現代中国を相対化して捉えることの難しさを認識しており、その要因として文献資料上の制約および研究者自身が日中間の特殊な歴史的環境の中に身を置いて研究しなければならないことを挙げている。

第2章では、まず文革後の中国の法学界の動向が整理され、つづいて中国の研究者の論考を引用する形で新中国成立以来30年にわたる法学研究および法制建設の歴史と問題点が論じられる。著者は中国の法学界が30年の歩みを総括していること自体は評価しながらも、彼らのとっているアプローチはあくまでも現時点を基準としており、各時期における問題状況がその当時の歴史的・政治的な文脈の中で検討されていないことに疑問を呈している。そして中国の法学界に存在する共通の法イデオロギーに問題点を見だし、それを3点に集約して批判する。第1は歴史認識としての「階級状況の根本的な変化」についてであり、中国の法学界は四人組打倒後に「変化」が生じたと見ているのに対して、著者は「変化」のメルクマールは1956年段階における生産手段の社会主義的改造の基本的達成に置かれていたはずであるとする。第2は思想解放の武器としての「実践は真理を検証する唯一の基準である」についてであり、著者はこの考え方は政策当局者のプラグマチズムを許す危険性があるとする。第3は体制内制約原理としての「四つの基本原則」についてであり、「四つの基本原則」の堅持はマルクス主義法学の存立にかかわる重大問題であるとされているが、本来は「四つの基本原則」が社会主義的民主主義から逸脱することはできないと規定されていたはずであるとする。

第3章では、1978年憲法の制定から現在までを転換期と捉え、憲法・国家法、刑事法、民法・経済法の3領域について問題点が検討される。このうち憲法については、その度重なる修改正および立法行為に対する中国共産党の影響が、憲法を頂点とする法体系と法秩序の構築を困難なものとしていると批判する。また刑事法についてもまず改正の頻度と手続に問題があるとし、さらに刑法は実質的犯罪概念を採用し、罪刑法定主義をとっていないこと、刑罰法は処罰優先の法構造をとっていることを批判する。そして結論として、転換期の端緒となった「民主と法制」、すなわち「人民大衆の民主的諸権利を社会主義法制を媒介として保障し、発展させていくという路線」を評価しながらも、この路線が転換期におい

て直接的に連続していることには議論の余地があるとする。

第2部第1章では、新中国成立以来の全国人民代表大会（以下、全人代）の憲法上の地位および選挙制度の変遷と特徴が論じられる。全人代については、78年憲法において法的には「民主と法制」路線に転換したにもかかわらず、四期・五期全人代をとおしてその政局運営および人事権が実質的には党によって掌握されていたことを問題とする。

選挙制度については、「民主と法制」への転換の内実を見極めるために、79年選挙法の制定と実施が詳細に検討される。79年選挙法において都市と農村における代表定数配分の格差は幾分是正されたが、いまだ極端な不平等状態にある。全人代では8対1、省級人代では5対1、県級人代では4対1となっている。中国の法学理論では、労働者階級の国家に対する指導性を確保するためにこの制度を採用していると説明されるが、著者は、農工間の不平等性と少数民族への優遇とを同一平面上で論じ、実質的な平等原則が実現されるとするこの論法は説得力に乏しいとする。選挙の実施過程については、公民権の行使に関する要件が選挙法ではなく地方の法令に委ねられている結果、対象と範囲に統一性がなく、著しく公平性と合理性に欠けると批判する。また「憲法および選挙法が間接段階選挙制を採用している以上、直接選挙を基礎として順次上級人代代表の選挙へと進み、最終的に人民の意思が全人代代表の選挙に反映されるのでなければならない」（86ページ）が、そうならないところに79年選挙法による選挙制度改革の限界を見いだしている。

第2章では、まず社会主義的変革の過程に即して農村と都市における土地所有の法形態が整理されており、つづいて1986年の土地管理法の性格と特徴が論じられる。土地改革の結果、農村における土地の所有形態は一般的に単独経営農民による私的所有となった。それを基礎に集団・協同化が進み、社会主義的集団的所有に移行し、人民公社における3級所有制という形態に辿り着いた。しかし、転換期に入り人民公社が解体されるに従い集団的所有の土地の所有主体も細分化され、所有権と使用権の分離が進

んだ。そして最終的には、農民が契約に基づいて集団的所有の土地に対する生産任務と損益を請け負う各戸請負制が定着することになる。著者は、各戸請負制は「自家労働に基づく私的生産・領有様式の範疇に属するものと解するほかはない」（127ページ）とする。そしてこれが長期に維持された場合には、農村における階層分化が促進され、イデオロギー的には1950年代初期の小商品生産に従事する小ブルジョアジーに限りなく接近していくと断言する。

第3章では、行政訴訟制度の史的変遷および行政訴訟法の特徴と問題点が論じられる。行政不服申立ての機能の一部を担うものとして建国初期から行政監察制度および信訪制度が存在し、特に後者は全国の政府機関に窓口を有する行政苦情処理制度として確立した。著者は、信訪制度は手続が簡便で申立ての内容と範囲に特段の制約もなく柔軟であるという長所を有するが、換言すれば信訪制度は行政不服申立て制度に不可欠な一般的手続に欠けるということであり、上からの恩恵的な制度であるに過ぎないと評する。

行政訴訟法については、起草時の争点となった同法の目的規定の一部である「行政機関が法により行政権を行使するよう擁護しかつ監督するため」という文言を、国内の反対論を引用する形で批判的に取り上げる。また、同法は憲法第41条をその制定根拠としているが、同法が受理範囲に関して列記主義をとっていることが憲法規定との間に重大な矛盾ないしは齟齬をきたすことになることが立法者によって意識されることなく、憲法の解釈論ではなく、もっぱら立法政策上の問題としてのみ議論が展開されたことを批判する。

第4章では、行政手続によって人身の自由を制限する「行政強制措置」、特に「收容審査」の史的変遷、運用の実態および法学界の理論的対応を論じる。著者は、收容審査は第1に「実質的に刑事手続きによる身柄保全処分と区別しがたいにもかかわらず、刑事訴訟法の適用を受けない」こと、第2に「犯罪に対する捜査を目的にしながら、法形式上、收容審査措置の決定と執行が治安行政を主管する公安機関の自由裁量行為に委ねられている」こと、第3に実

際には法的根拠を欠いているため身柄拘束が長期にわたり「具体的行政行為」の範囲をはるかに越えていることを問題とする（175ページ）。1989年に行政訴訟法が制定される以前は、公安の聖域にあるものとして收容審査には司法的コントロールが一切及ばなかったが、同法第11条が「人身の自由を制限する行政強制措置を不服とする事件」を受理範囲のひとつと規定したことで、法の網が掛けられることになった。しかし、著者は收容審査がその法的根拠などがなお不明確なまま制度として存置されている以上、人身の自由に対する憲法的保障と鋭い緊張・対抗関係を立ち続けるとみる。

終章では、82年憲法の改正問題および改革開放期における憲法の基本原則をめぐる諸問題が論じられ、最後に著者の考えの基底にある改革開放路線と党の指導問題が述べられる。著者は、82年憲法の2度にわたる部分改正は憲法の基本的性格を実質的に変更し、「憲法類型としての社会主義憲法から社会主義型憲法への後退もしくは変質」（220ページ）であるとする。82年憲法の度重なる改正は、実態として存在するものを共産党が政策的に公認し、それに従って国家が憲法改正という方法で法的に追認したということに過ぎず、敢えて改正の動因を挙げれば、憲法の安定性を確保するために違憲の疑いのある現状を放置することなく、憲法規範と実態との乖離を埋めることであつたと分析する。そして、「中共の理念なき路線・現状追認型政策変動とこれを後追うだけの改正を含む立法化は、法体系および法秩序の矛盾と混乱を重層的に拡大していくことにならざるを得ない」（235ページ）とする。手続的側面からも憲法保障の最低限の要件である民主的手続が踏まれていないと批判し、問題発生の根本原因は、憲法改正が国家の最高権力機関によって決定されるのではなく、権限のない共産党がこれに代位し決定していることにあると結論する。

### III

著者は本書の終章において「雑感」をまとめとして述べているが、これはまさに本書全体の根拠を

れる著者の考えの基礎にあるものを表現するものではないだろうか。著者は、法秩序と法体系の構築を困難にし、適法性の侵害の最大の要因となっているものは、常に法超越的地位に立つ共産党であると指摘しており、このことを念頭に本書を通読すると論点が理解しやすい。憲法学からのアプローチをとっているから当然であるかもしれないが、中国の重要な政治的アクターである共産党にもはっきりと焦点をあてて分析を試みていることをまず評価したい。

次に本書の構成について、著者は「まえがき」において敢えて「土地法制」を扱う理由を説明しているが、やはり本書において土地法制が論じられることに「違和感」を感じずにはおられない。土地問題は確かに中国革命と社会主義建設の歴史において特段の意味を有するが、本書の主題である法と民主主義または著者のいう「社会主義的民主主義の実相」の解明という本論からすると、なぜ本書で土地法制を取り上げるのか疑問である。

ところで、著者はマルクス主義理論に基づく、あるべき姿の社会主義的「法と民主主義」を仮定し、そこに実際に現象する法の各局面を当てはめて分析する方法をとっているようであり、方法論としては肯定できる。しかし、著者の抱いているモデルについては、社会主義法の「拠って立つ法原理はマルクス主義であり、各国の法の現象形態が各々の歴史的条件によって規定されつつも、社会主義という過渡的歴史段階に生成し、機能する法という点において社会主義法としての普遍性を具有するものと観念される」(3ページ)と述べるにとどまる。各々の歴史的条件に規定されるとしても、同じ社会主義体制をとっていたソ連・東欧が辿ってきた道を考えると、果たして社会主義法として普遍性を有するものが存在するのかという疑問が生じる。本書では自明とさ

れているようであるが、著者の抱いているモデルの提示が望まれるところである。

これに関連して次の点も疑問である。すなわち82年憲法の部分改正によって、中国の憲法が、憲法類型としての社会主義憲法から社会主義型憲法へ後退もしくは変質したとする点である。社会主義憲法から社会主義「型」憲法を分けるメルクマールは何か。また、著者が言うように「後退」なのであろうか。著者の抱いているモデルから遠ざかっていることは推測できるが、ソ連・東欧の社会主義体制が崩壊するなか生き残りを目指している中国の変革を、単に消極的に受けとめることはできないのではないだろうか。

最後に、行政訴訟法の実施状況に関する全人代法律委員会副主任の顧明の報告要旨の引用についてであるが、本報告に対して著者はいかなる評価を有しているのか。行政事件の審理に関し、人民法院が消極的である例として法院による不受理、審理前における当事者間の調整の指揮、審理中における当事者間の譲歩の勧告、および訴えの取下げ率の高さが挙げられているが、これを行政事件特有の現象と捉えるのは疑問である。人民法院の指揮による審理前・審理中の調整・勧告は、民事、経済事件においては調停という形で普遍的に行なわれており、取下げ率の高さに関しても、事件終結の形式上の相違はあるが、民事、経済事件における調停率の高さを考えれば特徴的であるとは言えない。

以上、いくつか感想と疑問点を提示したが、本書の随所において、著者の問題意識、すなわち中国社会で法が現実に果たしている機能と役割を究明することの重要性を認識することができ、同じく中国法研究を志す者として多くの示唆を得ることができた。

(アジア経済研究所経済協力調査室)